

古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会

起草部会（仮称）のしごと

※起草部会の名称については検討中

起草部会は、策定委員会が出された意見の整理・集約、策定委員会への報告などを行います。今後の条例素案づくりを進めていくうえで重要な役割を担うと言えます。

起草部会員は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会に所属する委員のうちから互選します。

○起草部会について

- 会長（1名）・副会長（2名）を含め7名で構成（事務局提案事項）
- 起草部会長は、古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会条例に基づき起草部会（仮称）の部会員のうちから互選
- 起草部会の開催（1回／月程度）
 - ※部会員は、策定委員会とあわせ、2回／月程度の参加となります。
 - ※策定委員会出席と同様に5,000円／回（報酬：2,500円＋費用弁償2,500円）を市からお支払いします。（源泉所得税額を差し引いてお支払いします。）
 - ※策定委員会と同様に託児等も行います。
- 起草部会の役割
 - 策定委員会が出された意見の整理・集約
 - 意見の整理・集約結果の策定委員会への報告
 - 条例素案の原稿作成
 - 策定委員会プログラム（案）に対する助言

※起草部会は、事務局（ファシリテーター・地域コミュニティ室職員）、文書法制担当者が参加し、策定委員会の議事録等を作成したうえで、策定委員会が出された意見の集約・整理を行います。また、条例素案の原稿作成においては、文書法制担当者がバックアップします。

【古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会条例（抜粋）】

第7条（部会）

会長が特に専門的な検討及び協議が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は会長の指名する委員をもって組織し、部会長は部会に所属する委員のうちから互選する。

3 部会長は、部会を総理し、部会における協議の経過及び検討結果を委員会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に所属する委員のうちあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 前各項に掲げるもののほか、部会での運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

用語説明

【互選】：関係者の中からある役に就く人を互いに選挙して選び出すこと。

【総理】：全体を統一して管理すること。また、その役に当たる人。

【ファシリテーター】：会議やミーティングなど複数の人が集う場において、進行を務める人のこと。

中立な立場を守り、参加者の心の動きや状況を見ながらプログラムを進行していく人。問題の解決や合意の形成に導く役割をする人。